

取引基本契約書

(以下甲という)と 株式会社 明成商会 (以下乙という)とは、甲乙間の取引に関し次のとおり契約を締結する。

第 1 条 (基本契約)

この契約は、甲乙間のソーラーシステムの売買(信販会社を介するソーラーローンを用いたソーラーシステムの販売を含む。)、及びこれに関連する他の取引についての基本契約である。

第 2 条 (個別契約の締結)

甲乙間の商取引について必要な条件は、本契約に定めるほか、個別契約によりその都度定めるものとする。本契約と個別契約の定めが異なる場合においては、個別契約の定めを本契約よりも優先して適用する。

第 3 条 (個別契約の成立)

1. 個別契約は、甲の申込みに対して乙が承諾したときに、成立するものとする。
2. 前項の申込み及び承諾は、原則として、それぞれ注文書及び注文請書をもってなすものとする。但し、甲乙協議の上、別の方法によって成立することもできる。

第 4 条 (検査及び引渡し)

乙は、個別契約に定める約定期限までに、約定した引渡場所に商品を持参して甲に引渡すものとし、甲は、商品受領後7営業日以内に梱包の外観検査終了の報告をすることとし、7営業日経過後報告がない場合は、商品の外観検査が終了したものとみなす。

第 5 条 (商品の所有権)

1. 商品の所有権は乙が甲からの入金確認後、甲に商品を引き渡し、かつ甲の外観検査が完了した時点で、乙から甲へ移転するものとする。
2. 前項における入金確認とは、ソーラーローンを用いた販売の場合は、信販会社から代金が支払われる場合を指すものとする。但し、第7条の場合に信販会社から代金が支払われないときは、甲からの入金をもって入金確認とする。

第 6 条 (危険負担)

天災地変等の不可抗力その他当事者の責に帰し得ない事由による本商品の滅失、毀損等の損害は、本商品の所有権の移転前は乙の負担とし、所有権の移転後は甲の負担とする。

但し、甲は乙からの商品引渡後、外観検査が完了するまでの間、善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

第 7 条（商品代金の支払）

商品代金の支払いについては、前払いを原則とする。但し、甲乙間で別途合意した場合は、第 2 条後段の規定を適用する。

第 8 条（施工遅延時の代金の支払）

ソーラーローンを用いた販売において、商品が乙から甲に納入後 30 日以内に商品の施工が完了せず信販会社が代金の支払いをしない場合、甲は乙に対し納入した商品の代金全額を納入後 40 日以内に乙の指定する口座へ振り込むこととする。

第 9 条（期限の利益喪失・相殺）

1. 甲が第15条(契約の解除等)の各号に該当したときは、甲の乙に対する一切の債務は当然に期限の利益を喪失するものとし、直ちに債務のすべてを履行する。
2. 前項の場合、乙が甲に対して有する債権と乙が甲に対して負担する一切の債務とを対当額につき相殺することができるものとする。

第 10 条（不可抗力）

いずれの当事者も、天災、ストライキ、輸送事故、その他当事者の責によらない事由によって契約の履行が不能となった場合、あるいはこれを原因として生じた損害については、その責を負わないものとする。但し、その履行不能状態の通知を怠ったことによって相手方に損害をもたらした場合、通知を怠った当事者が当該損害を賠償しなければならないものとする。

第 11 条（譲渡禁止）

当事者のいずれも、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、第三者に対し、本契約に基づく地位、利益又は権利の全部又は一部について、譲渡し、売却し又は担保設定をすることができないものとする。

第 12 条（機密保持）

1. 各当事者は、本契約の締結と履行の過程(本契約締結前の協議や交渉の過程をも含む)において、相手方によって開示された、又は相手方から取得した全ての情報(以下「本件情報」という。)について、その秘密を保持して、かかる情報を何人にも開示又は漏洩してはならない(本件情報を知る必要のある当該当事者の従業員又は弁護士等法律上守秘義務を負う者に対して情報を提供する場合を除く。)。また、本件情報を本契約に基づく義務を履行するためだけに使用し、自ら又は第三者の利益のために使用してはならない。但し、本条の規定は次のいずれかに該当する情報には適用されない。
 - (1) 本契約の交渉開始前に、被開示者がすでに適法に保持していたもの
 - (2) 公知の事実又は事後に公知の事実となったもの(但し、本条項の違反により公知の事実となったものを除く。)
 - (3) 保有及び開示につき正当な権利を有する第三者が被開示者に提供又は開示したもの

2. 前項にもかかわらず、一方の当事者又はその関連会社(親会社又は子会社を含む)は、行政機関又は司法機関の合法的命令によってその開示を要求された場合、本契約の内容を開示することができる。かかる場合において、情報を開示する当事者は事前に相手方に通知しなければならない。また、開示予定の範囲とその最小化に関する相手方の意見を十分に尊重、検討しなければならない。相手方の書面による同意がない限り、本契約に関するプレスリリースを行ってはならない。但し、相手方は、時宜にかなった合理的な方法及び合理的な範囲での開示を同意する義務がある。

第 13 条 (個人情報保護及び情報の取扱い)

1. 甲及び乙は、本契約又は個別契約に関し相手方その他の者から受領した個人情報(以下「本件個人情報」という。)の取扱いについては特に留意し、法令及びガイドラインを遵守するものとする。
2. 甲及び乙は、当該当事者において必要があると認めた場合には、相手方に対し、本件情報及び本件個人情報の取扱状況について質問できるものとし、相手方はこれに対し回答するものとする。
3. 甲及び乙が、本件個人情報によって識別される特定の個人から個人情報の開示・訂正・削除等の申し出を受けた場合、速やかに相手方に通知し、その指示を受ける。
4. 甲及び乙は、本件情報及び本件個人情報の漏洩等の事故を知った場合又はそのおそれが生じた場合には、直ちにその拡大を防止するための適切な措置をとるとともに、相手方にその旨を通知して、速やかに必要な対応策を協議する。
5. 甲及び乙は、相手方から請求を受けたときは、直ちに当該当事者及び当該当事者による提供先が保持している本件情報及び本件個人情報並びにこれらの情報を記載・記録した媒体(複写・複製物を含む。)を相手方に返還、廃棄又は消去するものとする。

第 14 条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自己の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者および従業員等が、現在および将来にわたり、次の各号に掲げる事由に該当しないことを確約し、将来においても該当しないことを確約する。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会勢力(以下「反社会的勢力」という)である場合、又は反社会的勢力であった場合
 - (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (3)反社会的勢力を利用していると認められる場合
 - (4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど関与していると認められる場合
 - (5)自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説を流布し、偽計・威力を用いて信用を毀損し又は業務を妨害する行為などした場合
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力から不当請求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関の通報および相手方への報告に必要な協力を行うものとする。
3. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、何等の通知催告なしに、本契約および個別契約を直ちに解除することができるものとする。

- (1)前2項の定めに違反した場合
 - (2)暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説を流布し、偽計・威力を用いて信用を毀損し又は業務を妨害する行為などした場合。
4. 甲又は乙が前項各号の一つに該当したことにより本契約又は個別契約の全部又は一部を解除した場合、契約の解除により被った損害の賠償を該当した相手方に対して請求できるものとし、また、契約の解除により該当した相手方が被った損害の賠償義務を負わないものとする。

第 15 条（ 契約の解除等 ）

甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約および個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 営業停止又は営業許可取消等の処分を受けたとき
- (2) 破産、民事再生もしくは会社更生その他これに類する法的整理の申し立てをなし、又は第三者からこれらの申し立てを受けたとき
- (3) 解散決議をしたとき
- (4) 仮差押え、仮処分、強制執行又は第三者による担保権実行を受けたとき
- (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、又は手形交換所から不渡り処分を受けたとき
- (6) 災害、労働争議その他により、本契約又は個別契約の履行を困難にする事由が生じたとき
- (7) 商品代金の支払いが期日までに行われなかったとき。
- (8) 第 14 条に違反したとき
- (9) 前各号に準ずる重要な事由が生じたとき。

第 16 条（ 債務不履行の責任 ）

甲又は乙は、本契約に定められた義務について履行しない場合、その債務不履行によって相手方と与えた損害について損害賠償義務を負うものとする。但し、甲乙間の個別契約において、債務不履行の責任につき別途の定めがあるとき、その別途の定めに従うものとする。

第 17 条（ 有効期間 ）

本契約の有効期間は、本契約締結時から1年間とする。但し、本契約有効期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対して書面による更新しない旨の申し出が無い場合、本契約はさらに1年延長されるものとし、その後も同様とする。

第 18 条（ 協議事項 ）

本契約に定めのない事項及び契約条項に疑義のある事項については、両当事者は誠意をもって協議するものとする。

第 19 条（残存条項）

本契約が期間満了又は解除により終了した後においても、第11条(譲渡禁止)、第12条(機密保持)、第13条(個人情報の保護及び情報の取扱い)、第16条(債務不履行の責任)及び第20条(準拠法及び管轄)の規定は、個別契約において特別な期限が限定されない限り、なお有効に存続するものとする。

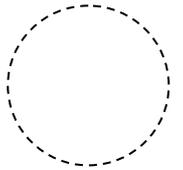
第 20 条（準拠法及び管轄）

本契約は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとする。本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)



(乙) 東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
株式会社 明成商会
代表取締役 高山 允伯

